

お知らせ

弁護士による無料相談会

☎借金や税金の滞納、労働問題、離婚などで経済的に困りの方🕒9月2日(水)、10月7日(水)午後1時～4時30分の間の1時間以内📍生活サポートセンター(区役所西庁舎3階)📞電話で同所☎3993-9963

国民健康保険

医療費のお知らせを8月20日(木)に発送

国民健康保険に加入中で、令和7年12月～8年5月に医療機関を受診した方へ発送します。 ※75歳になった方や社会保険に加入した方などは送付されない場合があります。詳しくは、区HPをご覧ください。📞お問い合わせください。📞こくほ給付係☎5984-4553

働く

保育のお仕事フェア就職相談・面接会

求人中の区内保育施設の紹介や就職相談・面接会を行います。また、

保育の仕事内容などを展示で紹介します。🕒9月5日(土)午後1時～4時(展示は午後2時から)📍ココネリ3階📍区HPまたは電話で保育人材育成係☎5984-1708

区立保育園のスタッフ【会計年度任用職員(サポートスタッフ〈登録制〉)】

①短時間保育②保育(障害児の保育など)③保育(業務補助・軽作業など)④調理⑤用務のスタッフを募集します。🕒来年3月まで(再任する場合あり)▶勤務日:月～土曜(月10～20日程度)▶時間:①朝…午前7時15分から、夕…午後4時から(それぞれ2～3時間程度)②～⑤原則として午前8時30分～午後5時15分の間の4～7時間45分📍区立保育園▶報酬(時給):①②1,700円③1,526円④⑤1,460円 ※交通費支給。 ※勤務条件により、期末・勤勉手当、社会保険あり。📍区HPや保育課(区役所本庁舎10階)にある申込書を、保育課管理係☎5984-5839

母子・父子自立支援員兼女性相談支援員【会計年度任用職員】

☎社会福祉士の有資格者、または同等の知識・経験がある方🕒10月

～来年3月(再任する場合あり)▶勤務日時:平日午前8時30分～午後5時15分(月16日)📍大泉総合福祉事務所▶採用予定数:1名(書類選考・面接)▶報酬(月額):24万5362円※交通費支給。 ※特殊勤務手当を含む。 ※期末・勤勉手当、社会保険あり。📍区HPや同所にある申込書を、8月28日(必着)までに同所☎5905-5262

ハローワーク池袋就職面接会

参加企業など詳しくは、区HPをご覧ください。🕒9月9日(水)午後1時～5時📍ココネリ3階📍履歴書(写真貼付)、職務経歴書、紹介状※いずれも面接を希望する企業数分。▶区の担当:産業振興調整係📞電話でハローワーク池袋事業所第2部門☎3987-8609(部門コード34#)

子育て世代の就活講座～自分に合った働き方で就職！

🕒9月17日(木)午前10時～正午📍男女共同参画センターえーる☎3996-9007📠3996-9010📍ハローワーク池袋マザーズコーナー就職支援ナビゲーター📞40名(先着順)📍同センターHP ※保育室(6カ月以上の未就学児対象。定員10名)を利用したい方、手話通訳を希望する方は、9月1日(火)までに併せて申し込んでください。

事業者向け

地域包括支援センターを運営する事業者を募集

来年4月から北町・高野台・大泉北・

南大泉・上石神井地域包括支援センターを運営する事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。区HPや高齢者支援課(区役所西庁舎3階)にある募集要領をご覧ください。📞高齢者支援課管理係☎5984-4582

敬老館を運営する事業者を募集

来年4月から大泉北・南田中・三原台敬老館を運営する事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。区HPや高齢社会対策課(区役所西庁舎3階)にある募集要領をご覧ください。📞高齢社会対策課区立施設運営係☎5984-1350

ボランティア

保育サービス講習会～空いた時間を活用して、子育てのお手伝いをしませんか

地域で育児を支え合う「ファミリーサポート事業」の援助会員(有償ボランティア)になるための講習会です。修了後は、午前7時～午後8時の間の都合の良い時間に利用会員のお子さんを預かっていただきます。📞20歳以上で、月1回の定例会に参加できる方🕒9月14日(月)～16日(水)・24日(木)・25日(金)午前9時30分～午後4時30分【5日制】📍石神井公園区民交流センターなど📞30名(選考)💰2,500円📞8月31日(月)までに電話で練馬区ファミリーサポートセンター☎3993-4100

障害のある方 難病の方

福祉手当などのご利用を～対象の方で受給していない方は申請してください

所得制限(表2)があるほか、施設に入所・入院中の方は対象にならない場合があります。

表1 福祉手当など			表2 所得制限額(令和7年中の年間所得)		
種類	対象(いずれも区内在住の方)	手当額など	扶養親族の人数	本人(20歳未満は扶養義務者)	配偶者・扶養義務者(国の制度のみ)
A心身障害者福祉手当(区の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳1・2級 ②愛の手帳1～3度 ③区が指定する難病の方で、難病等医療費助成または小児慢性特定疾病医療費助成を受けている ④脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ※児童育成手当(障害手当)を受けている方を除く。	月額1万5500円 ※申請月から支給。	0人	375万8000円	628万7000円
	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳3級 ②愛の手帳4度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※児童育成手当(障害手当)を受けている方を除く。	月額1万円 ※申請月から支給。	1人	413万8000円	653万6000円
B特別障害者手当(国の制度)	20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方 ※専用の診断書で判定。	月額3万450円 ※申請月の翌月から支給。	2人	451万8000円	674万9000円
C障害児福祉手当(国の制度)	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする方 ※専用の診断書で判定。	月額1万6560円 ※申請月の翌月から支給。	3人	489万8000円	696万2000円
D重度心身障害者手当(都の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①重度の知的障害で著しい精神症状がある ②重度の知的障害と重度の身体障害がある ③両上肢と両下肢の機能が失われ座っていることが困難	月額6万円 ※申請月から支給。	1人増ごとの加算額	38万円	21万3000円
E心身障害者医療費助成(障)(都の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級) ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※後期高齢者医療制度の資格確認書をお持ちで住民税課税の方などを除く。	保険診療分の医療費について、他の公費で助成されない自己負担額の一部を助成	障 受給者証を8/17(月)以降に発送 現在お持ちの障受給者証(心身障害者医療費助成受給者証)の期限は8月31日(月)です。対象者には、新しい障受給者証を8月17日(月)以降に発送します。所得制限額(表2)を超えるなど、対象外となる方には消滅通知を発送します。 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、表1のAEを申請する方は、精神保健係☎5984-4764📠3993-6553へお問い合わせください。		
申込先・問合せ	総合福祉事務所福祉事務係	〒176の地域…練馬(区役所西庁舎2階)☎5984-4612📠5984-1213			
		〒179の地域…光が丘(光が丘区民センター2階)☎5997-7060📠5997-9701			
		〒177の地域…石神井(石神井庁舎4階)☎5393-2817📠3995-1104			
		〒178の地域…大泉(大泉学園ゆめりあ1(4階))☎5905-5274📠5905-5277			